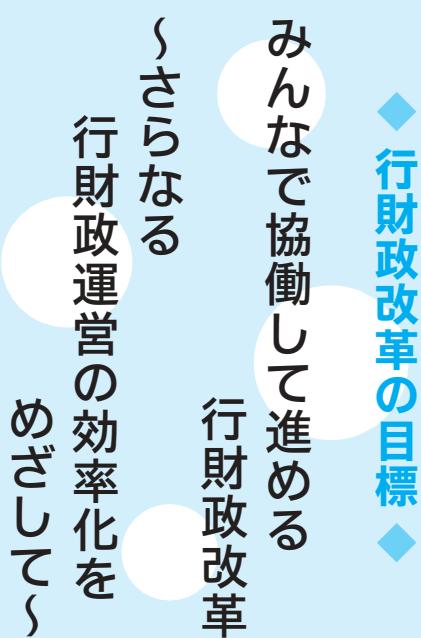


「神埼市行財政改革大綱」の概要

平成18年8月	・第1回神埼市行政改革推進委員会会議
9月	・第2回神埼市行政改革推進委員会会議 ・全職員を対象とした行財政改革研修会
10月～11月	・各課個別事業ヒアリング
12月	・第3回神埼市行政改革推進委員会会議
平成19年3月	・第1回、第2回神埼市行政改革推進本部会議 ・第4回神埼市行政改革推進委員会会議→答申 ・行財政改革大綱の策定

平成19年3月29日、神埼市行財政改革大綱について諮問を受けていた神埼市行政改革推進委員会（内川宏美会長）から市長へ答申書が手渡されました。委員会は昨年8月に神埼市長から委嘱を受け、合併後の神埼市が行うべき行財政改革について4回の委員会を開催し、協議検討が行われました。



市民と行政がお互いに役割分担し、協働によるまちづくりを推進し、自立した自治体への改革を進めるため、平成19年度から平成23年度の5年間を実施計画期間とし、新たな行政システムの構築を目指します。
※1



◆4つの柱◆

この4つの視点をもとに、自主・自立と自己責任の精神に基づく経営理念で行政運営を行うため、次の4つの柱を基本とし、行財政改革に取り組んでいきます。

- 市民志向の視点
- 行政の役割や関与の見直しの視点
- 民間感覚の視点
- 全局的な意識の共有化の視点

目標達成のため、複雑多様化する市民ニーズに応えるべく、次の4つの視点に立った改革を推進します。

◆重視目標◆

この大綱をより実効性のあるものにするため、次の5項目を重点目標に設定し、計画的な推進を図っていきます。



重 点 目 標	具体的な取り組み
【1】市民の満足度を設定	行政評価システム※2の導入、公共施設の有効活用
【2】職員の削減目標および意識改革	事務事業見直し、民間活力の積極的な活用、職員の資質向上などにより、平成18年度当初職員数281人を、平成23年度当初において253人以下の削減を目指す
【3】財政効果	事務事業全般における徹底した経費の削減と自主財源の確保に努め、平成23年度までの累計で20億円以上の財政効果の達成を目指す
【4】財政の健全性の確保	経常収支比率※3については、平成23年度末までに95.0%以下、実質公債費比率※4については、平成23年度までに18.0%未満を目指す
【5】協働の確立	CSO※5の結成促進、政策立案等における市民の意思を反映できるシステムの構築



市議会の果たすべき役割はますます重要視されており、より効率的な議会運営を図ることが一層強く求められている。このことから、議員定数については、議会自ら十分論議され、今後の財政状況や県内の状況を踏まえ、市民の声を聞きながら、総合的な視点から改革が行われること。
②職員の意識改革の徹底
 市民が求める職員とは、常にコスト意識を持ち、市民志向の目線で考えることができる職員である。一人ひとりの職員が自ら考え方行動できるよう育成していくことが必要であり、そのためには徹底した職員の意識改革を図っていくこと。

①市議会の改革…

答申にあたり委員会からの付帯意見として、次の2点が提言されました。

◎問い合わせ先 詳しくは、神埼市ホームページ（<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>）をご覧ください。

番号	用語	解説
※1	協 動	市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力すること。
※2	行政評価システム	行政活動の実績など、成果重視の視点から一定の尺度で測定し、その有効性や効率性などを分析するしくみのこと。
※3	経常収支比率	財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標のこと。使途を制限されない経常的な収入（市税、地方交付税等の毎年収入される性質の収入）に対する経常的な支出（人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの）の割合で、低いほど財政にゆとりがある。
※4	実質公債費比率	地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。
※5	CSO (Civil Society Organizations)	市民社会組織の略であり、NPO法人、市民活動、ボランティア団体に限らず、自治会、老人会、PTAといった組織・団体を含めた呼称のこと。

◎問い合わせ先

神埼市役所

政策企画課

企画係

☎ 37-0102